

第4章 いじめの早期発見

- 1 実態把握の方法
- 2 相談活動の充実（養護教諭，
スクールカウンセラー等との連携）
- 3 教育相談の手引き
- 4 早期発見のための地盤づくり
（情報収集体制の充実）
- 5 早期発見のための家庭，地域，
関係機関との連携

第4章 いじめの早期発見

1 実態把握の方法

いじめに対する指導やいじめの実態把握を定期的に行っていくことが必要です。その理由の一つは、いじめが一部の特定の児童生徒だけが関わって生じる問題ではなく、状況次第で誰もが加害者・被害者にもなり得るからです。

(1) いじめのサインと早期発見の情報源

いじめのサインは、いじめを受けている児童生徒本人からも、いじめている児童生徒の側からも出ています。また、短期間であっても、軽微なものであっても、本人がいじめられたと感じていけば、まずいじめがあったという認識のもとに、真摯に対応することが重要です。

ア 児童生徒の出すサインの場面と視点

次のような場面、視点で日頃から児童生徒を観察します。

場面	授業、休み時間、清掃時間、昼食時間、部活動（クラブ活動）
視点	顔色、姿勢、学習態度、言葉遣い、行動、表情、視線、声を掛けたときの反応、学習用品、身の回りの物、机の落書き、生活ノート ほか

イ その他の情報源

児童生徒の実態は、次のことから把握できます。

- | | |
|--|-----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 定期面談の記録 | <input type="checkbox"/> 欠席、遅刻の状況 |
| <input type="checkbox"/> 他の職員との情報共有 | <input type="checkbox"/> 保護者からの情報 |
| <input type="checkbox"/> 生徒指導主事・養護教諭との連携 | <input type="checkbox"/> 地域からの情報 |
| <input type="checkbox"/> スクールカウンセラーとの連携 | <input type="checkbox"/> 悩み相談箱 |
| <input type="checkbox"/> 校種間・学校間の引き継ぎ | <input type="checkbox"/> アンケート調査 |

ウ 教師用チェックリストの活用

いじめは複雑化・潜在化し、大変見えにくくなっています。しかし、いじめられている児童生徒は何らかのサインを発しているものです。いじめ等の人的関係のトラブルを早期に発見するためのチェックリストを作成しました。p 110の「いじめのサインチェックシート【教職員用】」を参照してください。

(2) いじめに関するアンケートについて

ア 実施時期

全校一斉に行います。(例 1回目: 4月後半～5月 2回目: 10月後半 3回目: 2月中旬)
上記は一般的な時期ですが、学校の実態に合わせ、学期に1回以上行うことが望ましいです。

イ アンケート作成について

アンケートは学校の実態に応じて作成します。

(ア) 生活アンケート(いじめアンケート)は無記名が望ましいです。

いじめを発見しようとする、「記名式のアンケート」を実施して、誰が被害者で、誰が加害者かを特定したくなります。しかし、現在進行中の深刻な事例(第三者に相談できない状態に陥ることがままある)ほど「記名式のアンケート」に回答しづらいとされています。アンケートに回答してきた事案には対応できても、深刻な事例を見落とす可能性があります。

アンケートは被害者や加害者が誰なのかを知るのではなく、実際にいじめがどの程度起きているか、起こりそうかを知ることにより目的を置き、より正確な回答が得られやすい「無記名アンケート」を実施するのがよいとされています。(生徒指導リーフ leaf 4より)

また、記名欄を設けて本人の意思に任せることも一つの方法です。一方で学校の状況やアンケート調査のねらいから記名式アンケートを実施することもあります。個々のいじめの早期発見には、教育相談を実施したり、日々の健康観察や生活ノート(班ノート)等を活用したり

して、児童生徒の日々の変化を注意深く見ていくことが重要です。アンケートは重要な手段ですが、同時に補助的な手段でもあることを意識する必要があります。

(イ) アンケートの内容について

被害者・加害者・傍観者の3つの視点から答えることができる項目を入れるとよいです。

(ウ) いじめの内容を具体的に質問する

医者が問診の際に「あなたは病気ですか。」とは聞かず、具体的に「どこがどのように痛みますか。」「食欲はありますか。」と尋ねるように、教師も具体的な項目を挙げてアンケートを取ることが望ましいです。ひどいいじめを受けていても「あなたはいじめられていますか。」と聞かれて「はい」と答える子はほとんどいません。以下のように質問するとよいです。

質問例

「仲間はずれや無視をされたことがありますか」			
ない	1・2回	ときどき	ほぼ毎日

○をつけるため、正直に短時間で答えやすく、頻度を問うことで、継続しているのかどうかを知ることができます。また、中傷メールやネット上での書き込みについての内容を付け加えることや、学校の状況に応じた質問を入れるとよいです。

(エ) アンケート例 アンケート例はp 40を参照してください。

ウ いじめアンケート実施時の留意点

(ア) 児童生徒一人一人の間に、物理的スペースを十分取ります。必要であれば、座席や机を移動させて、さらにスペースを取り、安心して回答できるようにします。

(イ) 回答しているときはよそ見をしないように指導します。

(ウ) アンケート用紙に名前を記入しないよう指導します。記名欄を設けた場合は「最後に名前を書いてもいいと思う人は書いてください」という指示を出し、児童生徒に選択させることもできます。

(エ) 調査の間は、私語を禁じます。最後の生徒が記入し終えるまで、全員を静かにさせます。回答が済んだら回答内容は個人の秘密で、質問にどう答えたかを誰にも話す必要がないことを言い聞かせます。

(オ) 回収の際はアンケート用紙を二つ折りにさせたり、封筒に入れさせたりして、担当者に直接提出させるなどの工夫をします。

(カ) 学校の実態によっては、自宅で記述させ、保護者の意見等も加え、封をして提出させることも一つの方法です。

エ 調査の集計と活用

(ア) 結果の集計はその日に終わります。(いじめが生じている場合、早急な対応は責務になります。)

(イ) 調査結果は、担任→学年主任→生徒指導主事(主任)〈とりまとめ〉→管理職の順で把握します。(その過程で緊急を要する事態を把握した場合は、即対応します。)

(ウ) アンケート調査後に教育相談週間を設け、児童生徒の面接を実施します。

(エ) 学校でいじめがどの程度発生しているか把握できたら、学校が行っているいじめ防止のための取組について見直しを行い、必要な方策を考えていきます。

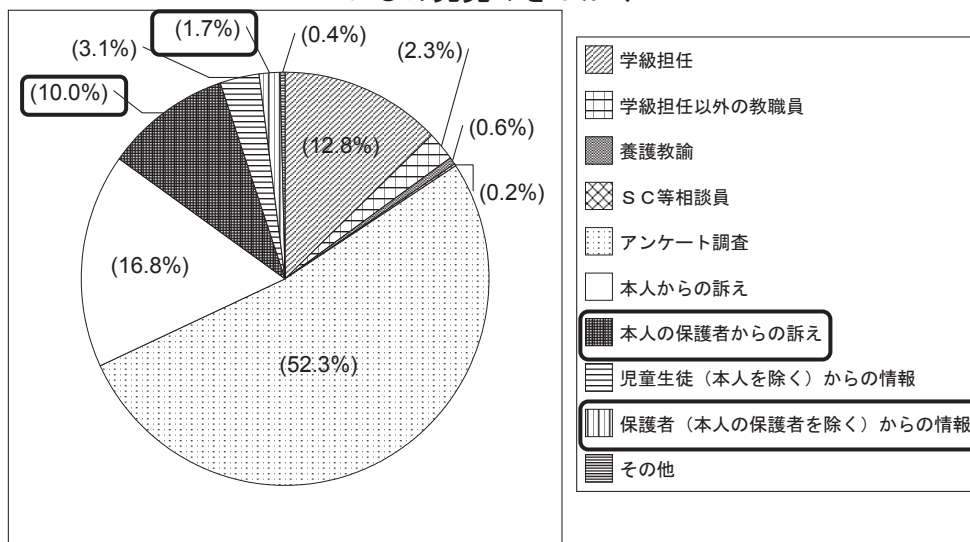
(3) 家庭用チェックリストの活用

いじめのサインは見えにくく、深刻な状況に至るまで周囲の人たちが気付かない事態も起こりえます。図に示すように、いじめ発見のきっかけは、保護者からの訴えや情報が全体の約12%を占めており、いじめの早期発見には、保護者の理解と協力が必要です。そこで、いじめられている児童生徒のサインをいち早く察知するために、家庭用のチェックリストを作成しました。

p 112の「いじめのサインチェックシート【家庭用】」を参照してください。

家庭用のチェックリストの項目の内容は思春期のどの子供にも表れるものです。大切なことは、子供の変化を見逃さないことです。この様なリストを保護者会資料やホームページで掲載して保護者に活用してもらってください。

いじめ発見のきっかけ



平成25年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査より



学校生活アンケート (例)

()年()組 男・女

1 自分の気持ちに合う数字に○をつけてください。

①学校生活は楽しいですか。	とても楽しい 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 楽しくない
②仲の良い友達がありますか。	たくさんいる 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 いない

2 次のことについて、自分に当てはまるものに○をつけてください。

①言葉や文字によるひやかし・からかいがありましたか。	ない 1・2回 ときどき ほぼ毎日
②持ち物を隠されたことがありましたか。	ない 1・2回 ときどき ほぼ毎日
③仲間はずれや無視をされたことがありましたか。	ない 1・2回 ときどき ほぼ毎日
④たたかれたり、けられたり、押されたりすることはありましたか。	ない 1・2回 ときどき ほぼ毎日
⑤掃除や当番の仕事を押し付けられたことがありましたか。	ない 1・2回 ときどき ほぼ毎日
⑥送られてきたメールやネット上の書き込み等で傷付いたことがありましたか。	ない 1・2回 ときどき ほぼ毎日
⑦「〇〇さんと遊ぶのをやめよう」などと誰かと仲間はずれにすることを話し合ったことがありましたか。	ない 1・2回 ときどき ほぼ毎日
⑧嫌なことを書いたメモを回したことがありましたか。	ない 1・2回 ときどき ほぼ毎日
⑨ ①～⑧について、友だちがやっていたり話していたりしたのを見たことがありましたか。	ない ある
⑩あなたは、いじめられたことを誰かに相談したことがありますか。	ない ある
⑪いじめについて、先生にしてほしいことはありますか。	ない ある
⑫あなたやあなたの友だちで「いじめ」のためにつらい気持ちで生活している人はいませんか。	いない いる

3 学校でいじめにあったり、いじめを見たりしたことはありませんか。あれば書いてください。

4 学校生活に不安や悩みはありませんか。あれば書いてください。

*自分の名前を書いてもいいと思う人は書いてください。

名前	
----	--

このアンケート (例) は中学生向けの内容になっています。発達段階に応じて適切な内容になるように検討した上で実施してください。

2 相談体制の充実（養護教諭，スクールカウンセラー等との連携）

（1）相談体制の整備と早期発見の手立て

教職員は，児童生徒及びその保護者が，抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するとともに，適切に機能しているかなど，定期的に体制を点検すること，保健室や相談室の利用，電話相談窓口について広く周知することが必要です。なお，教育相談等で得た，児童生徒の個人情報については，対外的な取扱いの方針を明確にし，適切に扱うことが大切です。

定期的なアンケート調査（1で前述した）や定期的な教育相談の実施等により，いじめの実態把握に取り組むとともに，児童生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気を作ることが大切です。p 112の「いじめのサインチェックシート【家庭用】」等を活用し，家庭と連携して児童生徒を見守り，健やかな成長を支援していくことも有効な手立てとなります。

その他のいじめの早期発見の手立ての例

- 休み時間や放課後の雑談の中などで児童生徒の様子に目を配る
- 個人ノートや生活ノート，日記等を活用して交友関係や悩みを把握
- 個人面談や家庭訪問の機会を活用
- 教育心理検査の実施

ア 相談室の活用

- （ア）児童生徒がいつでも相談室を利用できる体制を作る。
- （イ）常に相談室と職員室との連携を図る。
- （ウ）調整役を設ける（学級担任，生徒指導主事（主任），教育相談担当，特別支援教育コーディネーターなど）。
- （エ）定期的に，スタッフ・各学年の教育相談部会において情報交換・共通理解の場を持ち，相談室のスタッフ同士が情報の共有をする（不安をかかえたり，困ったことがある児童生徒を，いつでも受け入れる場所づくり）。

イ 校内適応指導教室の活用

- （ア）学級に入れない場合の指導
- （イ）人的配置・共通理解の基盤
- （ウ）全学年・職員で時間割を組み配置を工夫する必要（年度当初）

（2）校内における連携

児童生徒の生活実態のきめ細かい把握に努めるとともに，いじめを早期に発見するための積極的な取組として特に，養護教諭やスクールカウンセラー等との連携に努め，学校等における相談機能の充実を図ることが大切です。担任，生徒指導主事のみならず，養護教諭，スクールカウンセラー等と組織の中で効果的に連携し，児童生徒及び保護者の悩みや心配事を受け止める相談体制を充実する必要があります。

（3）養護教諭との連携

ア 校内相談体制における養護教諭の役割

（ア）養護教諭の職務の特質

以下のような特質から，校内相談体制の中で養護教諭の果たす役割は大きいものです。

- a 入学時から経年的に児童生徒の成長や発達を見ている。
- b 保健室は誰でもいつでも利用でき児童生徒にとって安心できる場所である。
- c 保健室来室時の心身の状況や行動から問題を早期発見しやすい立場にある。
- d 頻回来室者，不登校傾向，問題行動など様々な問題を抱える児童生徒と関わる機会が多い。

イ 健康相談における養護教諭の役割

- （ア）健康相談を通していじめなどの早期発見，早期対応を行う。
- （イ）校内関係職員，保護者，スクールカウンセラー，医療機関などの地域の関係機関等との連携におけるコーディネーター的役割を担う。

ウ いじめ対応における養護教諭の具体的役割

(ア) 早期発見

相談という形式にとらわれず、日常の職務や健康観察から気付くことが多いため、早期発見に繋がります。特に児童においては、相談を意識することが少ないため、日頃から関係づくりに努めることや、教職員との情報交換をしながら、児童生徒の発するサインを見逃さないようにするとともに、様々な訴えに対していつでも受け止める雰囲気を作ることが大切になります。

(その他情報収集の例：生活実態調査「ひとりだちアンケート」「保健室前郵便ポスト」)

(イ) 早期対応

兆候に気付いた時点で学級担任と連携し、校内相談体制におけるチーム支援に向け情報収集(本人の心身の状態、いじめの実態、友人関係、保護者の様子、関係児童生徒の様子など)をすることで、問題の背景を理解した支援方針及び対策ができます。

支援体制計画の内容例には以下のようなものがあります。

- a 何を目標に(長期目標と短期目標)
- b 誰が(担当者や支援機関)
- c どこで(場所)
- d どのような(内容や方法)
- e いつまで(期間)



※ 作成した計画は全職員・関係する機関に周知し、共通理解のもと共通実践する中で、P D C Aのサイクルで方針や方法を見直し評価改善に繋がります。

(ウ) 専門機関との連携

養護教諭は、日常的に医療機関や相談機関等との連携を図っているため、保護者や児童生徒に情報提供をやすく、その後の対応をスムーズに進めることができます。

(エ) ケース検討会における保健室からの情報提供

- a 保健室で収集した生徒指導や教育相談に必要な情報。(健康状態、生活状況、人間関係、問題の状況 等)
- b 保健室利用状況(疾病・けが別来室者、頻回来室者等)、健康相談結果、児童生徒の生活習慣や行動などの心身の健康に関する調査結果。
- c 相談活動状況

(オ) 予防・意識を高めるため啓蒙活動

- ・保健便りなどを利用した啓蒙活動
- ・心の健康に関する掲示物
「ふわふわ言葉とちくちく言葉」・「いのちの五七五」・「心の温度計」・「心をピカピカにするカード」・「一つの言葉」・「楽しいこといっぱい」
- ・心の健康教育「命」をテーマにした教育活動の実践例
全校集会：大切な命をテーマにした感想文の発表
体育祭の障害走「心肺蘇生法レース」
学校保健委員会「歯と命」保護者の参加
生活委員会→携帯安全教室(情報モラル)
文化祭→命をテーマにした歌
保健委員会→「ふわふわ言葉いっぱいキャンペーン」
保健指導→「ストレスマネジメント」「リラクゼーション」の演習

- 薬物乱用防止教室
- 非行化防止教室
- 心肺蘇生法・A E D講習
- 道徳集会→気持ち・思いやり
- 環境委員会→花いっぱい

(カ) 予防的視点からの指導例

- ・「いじめゼロ宣言」「イエローリボンの活用」「ピア・サポート」「元気を与え合う言葉掛けの仕方」
- ・「友達関係のスキル」「問題解決の方法」「エンカウンター」「ストレスマネジメント」など。

(4) スクールカウンセラー(S C)との連携

ア スクールカウンセラーの役割

- (ア) 児童生徒に対する相談・助言(カウンセリング)
- (イ) 保護者や教職員に対する助言・援助(コンサルテーション)
- (ウ) 校内会議等への参加

- (エ) 教職員や児童生徒への研修や講話，放課後等小グループでのエンカウンターやグループカウンセリング（ソーシャルスキルトレーニング，アサーショントレーニング，ピアサポート等）
- (オ) 相談者への心理的な見立てや対応
- (カ) ストレスチェックやストレスマネジメント等の予防的対応
- (キ) 事件事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケア
- (ク) 平素より異なる校種間においても連携を図り，問題傾向の児童生徒の情報を交換
- (ケ) 専門機関を紹介（児童生徒の心の問題が重篤なケースなどでは，医療機関や相談機関を紹介）

不登校対策はもちろんのこと，近年ではリストカットの自傷行為や発達障害など多様な相談に対する必要性が生じています。

相談体制の充実においては，カウンセリング能力を高めるために，日頃から研修を行って教師の対応力を高めることが大事であり，児童生徒の心を理解することがいじめ防止にも繋がります。大切なのは認識すること。発達段階に応じた心の理解を研修し，職員全体で児童生徒の変容に敏感に気付ける力を付けることが大事です。

また，限られた時間の中での活動と学校の実情に合わせた取組となるため，学級・学年との連携のもと実施することが必然となります。

イ 日頃からの取組事例（児童生徒向け）

- ・グループワークトレーニング 「自分も相手も大切にしたコミュニケーション」
「ものの見方・考え方チェックリスト」→事前に学活等で担任が実施
学年職員と各学年の課題について相談（例：1年生友達関係，2年生合唱コンクール等…）
担任も一緒に参加する中で気が付いた児童生徒への指導
実施してみて子供たちの変容が見えた→相手もOK，自分もOKのやりとりができる
- ・全校集会への参加例
同じ文章について受け取り方が人によって違うことを「川柳」を例に講話する。
- ・月1回の相談室便りの例（広報活動・スクールカウンセラーアシスタントはイラストを協力）
五感を鍛えよう（心理学に関する内容でコラム的に連載・トピックスとして取り上げ）
- ・夏休み前のストレスチェック
- ・全員面接
- ・その他の活動例：中学校区内の小学校へ教職員向けの研修やミニ集会等保護者向けの講演

(5) スクールソーシャルワーカー（SSW）との連携

SSWは教育の分野に加え，社会福祉士や精神保健福祉士など教育と福祉の分野に関する専門的な知識や技術を有しています。問題を抱えた児童生徒に対し，当該児童生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関とのネットワークの構築など，多様な支援方法を用いて課題への対応を図ることができます。

ア スクールソーシャルワーカーの職務

- (ア) 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ
- (イ) 関係機関等とのネットワークの構築，連携・調整
- (ウ) 学校内におけるチーム体制の構築，支援
- (エ) 保護者，教職員等に対する支援・相談・情報提供
- (オ) 教職員等への研修活動

心の問題とともに，児童生徒の問題行動等の背景に，家庭や学校，友人，地域社会など，児童生徒を取り巻く環境の問題が複雑に絡み合い，特に学校だけでは解決困難なケースについては，積極的に関係機関と連携した対応が求められます。このような課題を解決するために教育と福祉の両面に関して，専門的な知識・技術を有するとともに過去の経験の実績等のあるSSWと連携して相談体制の一層の充実を図ることが目的です。

SCが「児童生徒の心の問題」に注目するのに対して，SSWは「児童生徒を取り巻く環境」に注目し，その専門性から「つなぐ仕事」「出かける仕事」「環境に働きかける仕事」と表現される場合もあります。

3 教育相談の手引き

(1) 教育相談とは何か

教育相談とは、児童生徒それぞれの発達に即して、好ましい人間関係を育て、生活によく適応させ、自己理解を深めさせて、人格の成長への援助を図るものであり、一人一人の教育上の問題について、本人またはその親などに、その望ましい在り方の助言をすることです。つまり、児童生徒の健全な成長・発達の支援を目的とする、教育の一環としての相談援助活動と言えます。

したがって、1対1の相談活動に限定することなく、全ての教職員が児童生徒に接するあらゆる機会をとらえ、あらゆる教育活動の実践の中に生かし、教育相談的な配慮をすることが大切なのです。

(2) いじめの早期発見のポイント

ア 学校における教育相談の活用

教職員は日頃から児童生徒と同じ場で生活しているので、あらゆる場面で児童生徒を観察でき、家庭環境や成績などからも多くの情報を得ることができます。そして、いじめはどの児童生徒にも起こり得ることと認識し、集団及び個人に対し、小さな兆候（サイン）をとらえて問題が大きくなる前に、いち早く気付くことで、早期に対応することが可能となります。

また、学校には、学級担任、授業担当者、部活動の顧問、教育相談担当教員、養護教諭、生徒指導主事、事務職員、学校技能員、スクールカウンセラーなど様々な立場の教職員がおり、校長や教頭は管理職ならではの指導・支援ができます。このように一人の児童生徒をめぐって、様々な教職員が多様なかわりを持てる、援助資源が豊富なのが学校における教育相談の大きな利点です。したがって、これらをうまく活用していくことが望ましいのです。

イ 児童生徒理解の進め方

何事も生じていないときにも、児童生徒一人一人に積極的な関心を持ち、児童生徒の「良いところを常に発見する」ことを心がけます。そして、学業成績の変化や態度・行動面の変化、身体症状等、児童生徒の不応問題に早期に気付くための視点を持ち、日頃からよく観察をします。

(担任に限定しない) 定期的な面談、呼出し相談、休み時間等に出会ったときを活かすチャンス相談など、様々な面談の形態を活用します。生活ノートや学級日誌、学期に1回程度の無記名アンケート、人権教育などの全校講話の後の感想を読み、児童生徒や教職員にフィードバックするなど丁寧に行っていくことが、児童生徒理解といじめの早期発見に役立ちます。

また、「hyper-QU (ハイパー・キューキュー)」や「アセス」等の心理テストを活用し、児童生徒の学校生活に対する満足度・意欲・悩みなどの心の状態を客観的に把握して、児童生徒理解・生徒指導等に役立てるのも一つの方法です。

【コラム】教育心理テストの種類

「hyper-QU」(ハイパー キューキュー)

河村茂雄開発。Questionnaire (質問紙) -Utilitis (活用する)「楽しい学校生活を送るためのアンケート」(標準化された心理テストバッテリー)を約20分で実施し、コンピュータ診断ができます。児童生徒個人と学級集団のアセスメントを同時に行うことができ、不登校・いじめ予防、学力向上・特別支援教育の推進として活用できます。

「アセス」

栗原慎二著。アセス(学級全体と児童生徒個人のアセスメントソフト)の使い方・活かし方—自分のパソコンで結果がすぐわかります。本付属のCD-ROMに入っているアンケートを実施し、結果をパソコンに入力すると個人票や学級票が出力できます。

ウ 信頼関係づくり

学校における教育相談活動を効果的に進めるためには、日常の学校生活において、児童生徒を理解し、信頼関係づくりを心がけることが大切です。分かる授業の展開、学級経営の充実、主体的に特別活動や行事に参加できる工夫、道徳教育・人権教育の推進、「先生に話してよかった。」と受け止められるような相談等を通し、教職員の日常の児童生徒理解や信頼関係づくりが、いじめなどの問題の早期発見に繋がる観察力になります。また、いじめに悩む児童生徒が友達に相談をしたとき、その友達が教職員に相談してくれるような存在でありたいものです。気になる児童生徒はもちろん、その周りの友達への声掛けをしていくことも欠かせません。

そして、日頃から「いじめは許さない」などの規律を明確にし、いじめられていることやいじめがあることを相談することは決してチクリではなく、恥ずかしいことでもないことを伝えていきます。児童生徒の不安な思いに寄り添い、相談しやすい雰囲気づくりをするとともに、相談したら必ず守ってもらえるという信頼感を持ってもらうことが大切です。また、保健室や相談室の利用、メール・電話相談ができる機関等を広報しておくことも必要です。これについては、p 140を参照してください。



エ 情報交換・情報の共有 ～リスク要因の確認～

児童生徒の個人情報に充分配慮をしながら、管理職を含む教育相談担当者等による連絡会議の定例化を図り、情報の共有をしておきます。また、各学校ごとでいじめ発生リスク要因を確認しておくこと、特に注意して見ることができます。

児童生徒にいじめなどの解決すべき問題が生じた場合は、「見立て（アセスメント）」を行います。なぜ、そのような状態に至ったのか、児童生徒の行動の背景や要因を、情報を整理して系統的に分析します。その上で、校内関係者による「担当者会議」で、アセスメントの共通理解を持ち、個別支援計画を立てます。複数のメンバーで事例を多面的に検討することによって、その問題の状況の理解を深め、対応策をより具体化することができます。

オ 家庭との協働

教職員は保護者のよきパートナーとして、普段からお互いの援助資源（リソース）を出し合い、作戦会議をしてサポートし合えるようにしたいものです。学級懇談会、個別面談（家庭訪問など）、学級便り等を活用し、児童生徒の具体的な情報を伝え、保護者の話にじっくりと耳を傾け、日頃から良好な関係づくりをすることが重要となります。その上で、p 112の「いじめのサインチェックシート【家庭用】」等を活用し、家庭と協働して児童生徒を見守っていくことが望まれます。

カ 校内・校外の連携

例えば、いじめの背景に発達障害の可能性のあることに気付いた場合には、専門家と連携してコミュニケーションを取ることが大切です。

いじめは、イのようにして教職員が早期発見できることもありますが、被害児童生徒やその保護者からの申し出で表面化することも少なくありません。ただ、いじめの被害児童生徒は、校内の教職員には話しにくい場合があり、校外の教育相談の専門機関に相談することがあるため、学校ではこれらの関係機関と連携することで早期に対応することが可能となります。

学校と関係機関が円滑に連携することができれば大きな力を発揮できる可能性はありますが、その際の連携の基盤は、校内での相談体制の充実が重要になります。

学校といじめの被害児童生徒・保護者、加害児童生徒・保護者との信頼関係ができて、はじめて専門機関との連携がより効果的になります。学校との信頼関係ができていない場合は、信頼関係づくりから始める必要もあります。（千葉県子どもと親のサポートセンター（2013）「関係機関とのより有効な連携の在り方」より）

また、幼稚園・小学校・中学校・高等学校と校種移行の連携を適切に行うことで、入学後の不適応を軽減できることは言うまでもありません。（千葉大学教育学部バトンプロジェクト研究会（2014）「校種移行期の不適応を軽減するためのテークオーバーゾーンプログラム（小・中・高校版）」より）

(3) 教育相談の目指すもの

ア 援助的コミュニケーション

普段から教職員が児童生徒との間で安心感のあるコミュニケーションを保ち、自尊心や意欲が持てる援助的コミュニケーションを築けることが、教育相談の目指すものです。

援助的コミュニケーションの6つのアプローチは、①リソース（援助資源・資質・持ち味）、②傾聴と共感、③チューニング（波長合わせ）、④ポジティブ・メッセージ（肯定的な表現）、⑤リフレーミング（視点の変換）、⑥メタフォリカル・アプローチ（具体的な例えの活用）です。このような、普段何気なく行っていることを、改めてその意義を意識して行うことも意味があります。日々のこうしたコミュニケーションを通してこそ、児童生徒の成長・発達を支援することができるのです。

イ 共同体感覚の育成と自己有用感・自己肯定感の向上へ

最近の児童生徒の特徴として指摘されるのは、人間関係を築く力が低いということです。人間関係づくりのスキル育成だけでなく、共同体感覚を育成していく必要があるでしょう。文教大学の会沢信彦教授はアドラー心理学から、共同体感覚について、以下の5つのように説明しています。

①他者や世界に対する関心（「自己チュー」の反対。）、②所属感（「自分は共同体（学級）の中のかげがえのない一員である」という意識。）、③貢献感（「自分が所属する共同体のために、自分には役に立つこと、貢献できることがある」という意識。）、④相互尊敬・相互信頼（学級の仲間を信頼し、お互いを尊敬して認め合う態度や雰囲気。）、⑤協力（共同体の構成員同士が相互尊敬で結び付いていれば、協力的行動が取れるということ。）このような共同体感覚を持てるよう、教職員は児童生徒一人一人を大切に、勇気付け、育成していくとよいです。この感覚が育まれれば、いじめの予防・早期発見、さらに自己実現に繋がっていくと考えられます。

(4) 教育相談機能を充実させるために

ア 教職員の意識 ～全教職員一体で取り組む～

近年の児童生徒を取り巻く状況は、少子化・核家族化・情報化等が進み、地域や家庭の教育力低下に伴い、児童生徒の抱える問題も複雑化・多様化してきています。このような状況下では、何よりも教育相談に対する教職員の意識を高め、全教職員が一体となって取り組むことが重要です。教職員同士がチームを組んで困難を抱えている児童生徒を支援することで、より手厚い援助活動が実現できます。



イ 教育相談機能を発揮する前提 ～時間の確保と校内体制の確立～

このように教職員が児童生徒に寄り添い、向き合い、その個性を生かす信頼関係が保たれていることが、教育相談の機能が発揮されている状態と言えます。

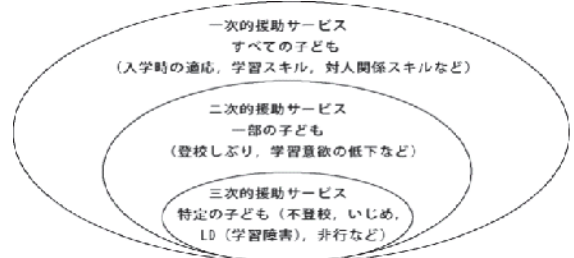
このような機能が発揮される教育相談の体制づくりの前提として、教職員が児童生徒一人一人と向き合うことが可能となるような時間の確保と、複数で支援に当たる校内体制を確立することが求められます。そのためにも、事務的作業の効率化やゆとりの確保などを行っていくことが望まれます。

また、学校でできる部分とできない部分を見極め、それぞれの役割や立場を明確にしながら、保護者に理解と協力を求めたり、外部の専門機関に繋げたりするなど、連携をすぐに図れる体制を作ることが、いじめの早期発見・早期対応には必要です。

【コラム】「教育相談の主な種類と主となる担い手 ～全ての教職員～」

「学校心理学」では、教育相談の基礎理論として、「3段階（一次的、二次的、三次的）の心理教育的援助サービス」を提唱しています。（図）

- ① 一次的援助サービスは、すべての児童生徒に対して、日々の関わりや行事などを通して、全ての教職員が、健全な成長・発達を促すために支援するものです。（開発的教育相談）
- ② 二次的援助サービスは、援助ニーズの大きい、やや気になる一部の児童生徒に対し、教職員が



普段の様子をよく観察する（早期発見）、こまめに声かけをするなど注意深く対応することなどが必要となります。（予防的教育相談）

- ③ 三次的援助サービスは、いじめなどの重大な支援ニーズを持つ特定の児童生徒に対して、チームによる支援、校内では担任等（学年職員、管理職、教育相談担当、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー）、保護者、教育相談機関、専門機関（教育センター等）や医療機関などとの連携も必要になります。（治療的教育相談）

（５）教育相談の３つの機能

学校教育相談に備わっている機能は、主に理論化機能、心理相談機能、マネジメント機能の３つに分けて考えることができます。

ア 理論化機能

現象の構造を理解するときに使われる機能です。ケース（個々の事例）の見立て（診断と予後を含む全体的な見通しを持つこと）を行うときや、対応策を練るようなときなどに活用される機能であり、心理学の理論的な知識を必要とします。

学校でのいじめは様々なことが複雑に絡み合っているため、いろいろな心理学的な理論を知っていることで、いじめを早期に発見し、様々な角度から現象を吟味し検討して対応することが可能になります。

イ 心理相談機能

子供や保護者を直接支援するときに使われる機能です。これは心理療法的な技法を必要として、面接や適応のためのトレーニングを行うときに活用されます。日々のいじめ予防に集団と個別に対して効果があるのはもとより、いじめを早期発見したときにもいじめが起こった集団に介入し、被害者、加害者、その保護者の聴き取り面接などに活用できます。

いろいろな面接技法を知っておくと、支援の幅が広がります。学校は大勢の児童生徒がいるので、グループワークトレーニングは活用しやすい技法の一つで、集団の雰囲気をよくするのに役立ちます（P 27～参照）。例えば、ソーシャルスキルトレーニング（SST）、アサーショントレーニング、ピア・サポート活動等は、いじめの予防・早期発見・対応に効果的です。いじめ予防のためのソーシャルスキル（S.S.GRIN-A）をベースとしたソーシャルスキルトレーニングとして、「10代を育てるソーシャルスキル教育」（渡辺弥生・小林朋子編著 北樹出版より）などがあります。

簡単な心理検査は自分を客観的に知りたい児童生徒に使えます。描画療法等のイメージを扱う技法は言葉での表現が苦手な児童生徒には有効な方法の一つと言えます。（実践のためにはトレーニングが必要です。）



ウ マネジメント機能

児童生徒の支援のために人を組織的に動かしていく場面で使われる機能です。これは全体の動きを見ながら、人と人を繋ぎ調整する力を必要とします。

児童生徒の関係者が集まって協力しながら支援していくときや、いじめなどの不適応予防や早期発見したときに学校全体への働きかけを行うとき、外部機関と連携するときなどに特に活用されます。

エ ３つの機能をバランスよく活用する

状況に応じて、これらの３つの機能をバランスよく使い分けていくことが重要です。例えば、孤立して休みがちな児童生徒がいたとき、まず、イの「心理相談機能」から入り、安心できる環境で話を聴いて支援が進められます。次に、アの「理論化機能」を働かせて情報を集めつつ、何が起きているかを探り、その問題の背景にいじめがあることが明確になってくると、ウの「マネジメント機能」を活用して、担任は学年教員等と協力し、保護者を支えつつ、いじめが繰り返されないための継続的な予防措置も視野に入れていきます。



（６）教育相談の研修の進め方

いじめの予防・早期発見・対応を行うには、一部の教育相談に関係する教職員だけが研修を受

けるのではなく、全ての教職員が定期的に教育相談の研修を行っていることが求められます。

教育相談で必要とされる教職員の資質としては、人間味のある温かみや受容的態度が成熟しているなどの人格的な資質と、実践に裏付けられた見立て（アセスメント）や教育相談的な手法に関する知識と技術の両面が不可欠で、これをバランス良く磨くことが教職員研修では必要です。

ア 校内研修

校内で定期的に教育相談の研修を行っていくことは有効です。

教職員研修も、(5)の「理論化」、「心理相談」、「マネジメント」の3つの軸で整理できます。

「理論化」の研修としては、児童生徒理解やいじめ等の問題行動の理解といったもので、講師による講義が中心になります。

「心理相談」の研修としては、面接技法、ロールプレイング、グループワークトレーニング（演習）等が挙げられます。

「マネジメント」の分野の研修としては、校内・校外連携、よりよいシステムづくりをテーマにしたもの、事例検討会などがあります。

どの分野も大事なので、教職員のニーズをアンケート等で把握してからテーマを選ぶとよいでしょう。外部講師を呼んだり、スクールカウンセラーがいる場合には協力してもらうと実践しやすいです。講師やカウンセラーの専門分野をよく確認して依頼すること、こちらの特に知りたいことなどのニーズを具体的に伝えるなど、事前打ち合わせをしっかりと行うことが大事です。外部講師として、千葉県子どもと親のサポートセンターの支援事業部が申し込み窓口になっているスクールアドバイザー事業の活用も考えられます。大学教授、医師、民間有識者など登録された生徒指導や教育相談に関わる専門家を、学校に派遣してもらい、課題の解決に繋げることができます。これらの事業は公費負担なので、限られた予算の中では、このような公的なサービスを活用することも有効です。

(ア) 事例検討会の留意点

事例検討会は、いじめなどの現在困難を抱えている一人の児童生徒について情報を整理し、今までの対応と今後どうすべきかを、教職員全員で考えるものです。一つの事例に対して様々な意見を出し合うことで、見立て力（アセスメント力）を向上させることもできます。

この際に留意したいのは、事例提供者を尊重することです。事例提供者は担任になることが少なくないです。クラスでいじめが起これば、その児童生徒をうまくサポートできずに苦しんでいるので、その立場に立って共に考える姿勢がとても重要になります。特に、緊急に検討を必要とする児童生徒が出て事例検討会に助言者（外部講師）を呼べない場合、インシデントプロセス法と呼ばれる事例検討会が効果的です。



【コラム】「インシデントプロセス方式の主な手順」

インシデントプロセス方式は事例研究法の一つの形式で、参加者による能動的な情報収集を特色とします。事例提供者は事例の一部分（インシデント：出来事）を示すにとどめ、参加者は事例提供者に質問して問題を抱えている児童生徒（クライアント・相談者）の情報や問題行動の全体像を知り、それをもとに問題点を発見し、解決策を考え、援助方法を確立していこうとするものです。ここでは約60分で実施が可能な手順の一例を示します。

- ① 発表者（事例提供者）は、簡潔に口頭で事例（具体的な出来事）を提供します。
参加者は、メモを取りながら聴きます。[約5分]
- ② 参加者が問題解決のために必要と思われる情報を収集するために、発表者に質問します。
（ただし、発表者の取組に対する批判的な発言は避けるようにします）。
発表者は一問一答の形で応答します。[約15分]
- ③ 参加者は、提供されたインシデントと集めた情報を総合し、自分なりの全体像を明らかにした上で、問題点を一つに絞り、自分ならどうするか具体案を考え、メモにまとめます。[約5分]
- ④ 小グループに分かれ、具体的で実行可能な対応策と、なぜそうするのかの理由を話し合います。
グループ内の全員が均一に発言できるように留意します。
検討した支援策はグループごとの用紙にまとめます。[約20分]
- ⑤ グループごとに検討してまとめた支援方法を発表します。[約10分]

⑥ 事例提供者（発表者）からの感想を発表します。
参加者は振り返り、感想を記入します。[約5分]

(イ) 事例検討会などの研修のメリット

いじめを早期発見したときに、事例検討会を自分たちの「児童生徒のために」という共通の目的を持って、教職員同士がサポーター（支持的）に研修を行うことで当該の担任が抱え込まず、様々なアイデアと安心感を得ることができます。事例検討会を行うことにより、教職員の人間関係の改善を促して同僚性を高めていくことにつながるため、教職員のメンタルヘルスにも効果があります。また、教職員が自己理解を深め、職場の教職員を理解するのにも役立ちます。

教職員が互いの違いを尊重し、認め合える関係性の良さは、児童生徒の良きモデルになり、教職員の安心感は児童生徒にも伝わっていくものなので、いじめ予防やいじめの繰り返しの抑止にも繋がります。

イ 校外研修

教職員の資質を高めるためにも、校外の様々な研修に自主的に取り組むとよいです。「いじめとネット社会」等、喫緊のテーマも扱う研修も増えています。教育センターなど公立の教育機関が主催する研修は、内容・方法・受講者の経験により、基礎・上級・専門・指導者養成研修など段階的に実施されています。休日や夏季休業中には、大学や民間団体でさらに専門的な研修も行われています。いずれの場合も自己の状況に応じて、無理のない継続的な研修への参加が望まれます。

(7) ヘルス・プロモーティング・スクール（健康的な学校づくり）の発想

今後のいじめの早期発見には、幅広い視点を持ち、学校がトータル的に「健康」を目指していくこと求められます。千葉大学の藤川大祐教授は、健康的（包括的）な学校づくりがいじめ対策に求められるとし、以下の8点を挙げています。①学級崩壊の状況把握。（ティーム・ティーチング等の対応。）②特別支援が必要な児童生徒への支援体制の確認。③児童虐待、貧困で苦しい状況にある児童生徒の状況把握。④児童生徒の承認欲求を満たす学級づくり、授業の推進。⑤教職員の「ヒヤリ・ハット」を共有できる体制の構築。⑥日常からの学校広報の充実。⑦ネット上のいじめへの対応の確認。⑧隠蔽リスクの認識。（小さな事案にも真摯に対応できる状況を作る。）

このように、学校を中核として地域社会や家庭のもとに包括的に進める総合的な健康づくりがいじめの予防・早期発見・早期対応に役立っていくものと思われま

<引用文献及び主な参考文献>

生徒指導提要：文部科学省（2010）

いじめ防止対策推進法基礎資料と対応のポイント：文部科学省児童生徒課（2014）

生徒指導リーフ増刊号いじめのない学校づくり：文部科学省国立教育施策研究所（2014）

教育相談機能を活かした教育相談実践事例集：千葉県子どもと親のサポートセンター（2011）

関係機関とのより有効な連携の在り方：千葉県子どもと親のサポートセンター（2013）

教師のたまごのための教育相談：会沢信彦・安齊順子 北樹出版（2010）

学校心理学：石隈利紀 誠信書房（1999）

校種移行期の不適応を軽減するためのテークオーバーゾーンプログラム（小・中・高校版）

：千葉大学教育学部バトンプロジェクト研究会（研究代表者 磯邊聡）（2014）

いじめで子どもが壊れる前に：藤川大祐 角川oneテーマ21（2012）

教育相談係どう働きどう楽しむか：和井田節子 ほんの森出版（2005）

10代を育てるソーシャルスキル教育：渡辺弥生・小林朋子 北樹出版（2009）



4 早期発見のための地盤づくり（情報収集体制の充実）

（１）校内体制整備

いじめを許さない学校づくりを進めることを根幹とした上で、学校いじめ防止基本方針の中で、以下については確実に整備に努める必要があります。

ア 早期発見のための体制づくり

①本人からの訴え②職員による発見③他からの情報提供等が、協働的な生徒指導の機能のもとに得られるシステム（アンケート・教育相談等）を作ります。

イ 早期発見のための職員研修

児童生徒の内面の感情に思いをはせ、違和感を敏感に感じとり、児童生徒が発する小さなサインを見逃さない職員集団であるための研修を定期的実施します。インターネットを通じたいじめについても、情報活用能力・情報モラル教育の研修と併せて実施していきます。

ウ 早期発見のための関係機関との連携

いじめの防止等の対策のための組織を機能させる上で、関係機関を具体的にどう活用していくのかを明確にしておきます。特に校外におけるいじめの情報収集のシステムを着実に作り継続していくことが大切です。

（２）早期発見のためのいじめの構造の再考

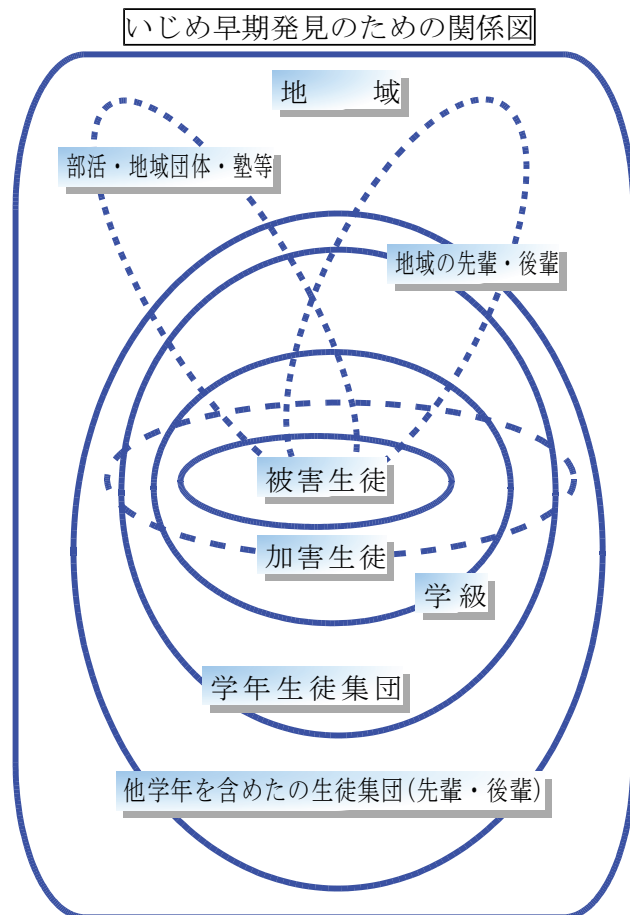
ア 各学校（地域）におけるいじめの構造

全般的に見たいじめの構造は、第２章－３の通りです。この構造を理解した上でこそ、早期発見と早期対応ができます。しかしながら、この構造は地域によってその種類や度合いが違ってきます。いじめを早期発見するためには、このことを念頭に置いて、その学校（地域）ならではの人間関係の土壌を知り、対応を図ることが重要です。

イ 児童生徒理解の再考

図のように、いじめの構造を更に細かく分析していくと、被害児童生徒の周囲には、様々な立場が存在していることが分かります。一人一人の児童生徒理解が大切とされていますが、一人一人の生育歴や過去・現在の人間関係を知ることで、置かれている立場やその後の人間関係構築がより深く理解でき、トラブルも予見できます。各種心理テスト（YG性格検査、エゴグラム等）を活用し、一人一人の児童生徒の自我状態を把握しておくことも大切な要素です。

いじめは、発達障害に対する理解が十分でないことから生じます。当該児童生徒の「ライフサポートファイル」を活用することや、いじめ被害が予見できる児童生徒に対し、障害の有無にかかわらず個別に作成することも視野に入れておきましょう。小中および中高の連携において連絡会が適宜催され、児童生徒理解の基礎情報の伝達はなされていますが、もう一步踏み込んだ児童生徒個々の分析が必要です。



(3) 校内組織力の向上

いじめの防止等の対策のための組織が、校内において定期的に（必要であれば適宜）開催されていることが望めます。そして、情報伝達と対応が、慎重かつスピード感も兼ね備えていることが必要です。組織として問題ごとの深淺を的確に判断し、対応していかなくてはなりません。この組織が有効に機能することによって、いじめの早期発見・未然防止に繋がります。

一つのいじめ事案には、必ず組織で対応するという共通認識が必要です。前ページの図にあるように、被害者や加害者の周囲には、関わりを持つ人物が多く存在します。誰がどの人間関係を有効に活用できるのか、一番有効かつ迅速に対応できる方法を、メンバーのみならず全教職員で考えていくことが大切です。そのお互いの信頼関係が、効果を上げる原動力となります。

(4) 早期発見のための地道な手立て

ア 地域のキーマンの育成

(ア) リーダー育成の観点

早期発見と未然防止の両方の観点から、児童生徒集団のリーダーは誰か、または誰になっていくのかを的確に把握していくことが大切です。特に、教師の指示・指導に敏感に反応して動ける児童生徒＝リーダーの構図は、児童生徒集団に自治的要素を生み出せないこともあり、まずは良きリーダーになれる児童生徒を見つける（見抜く）ことが重要です。そして、このリーダー及びリーダーの素質を持った児童生徒に、いかに自己有用感を与えていくかがポイントです。表面上、力があるように見える児童生徒は、自分自身が満たされない状況を解消（回避）するために、負のパワーを発揮することがあります。しかし、あえて集団のリーダーに据え、未熟故の言動に寛容に対応し、成長を見守り、じっくり育て上げていかなくてはなりません。その過程の中で、持ち前の行動力・発言力を発揮させ、難題を乗り越えさせていきます。

そして教職員集団は、このリーダーに生徒集団を任せるのではなく、リーダーからの情報が入りやすくするための信頼関係を継続的に育んでいくことに努めなくてはなりません。当然のことですが、パワーバランスの崩れによる“いじめの逆転現象”も常に視野に入れ、配慮を欠かさないことも必要です。

(イ) 育成したリーダーを地域のキーマン（情報提供者）に

昨今、地域の教育力が弱まったと言われていますが、先輩・後輩の関係が依然根強いことも日本社会の特徴です。この機能を活用するには、学校内の固定した人間関係だけではなく、卒業後の影響力も見据えたリーダーの育成が必要です。小中学校であれば、いずれは青少年相談員・補導員など、自分の後輩を見守る立場に、高等学校であれば、就職や進学に対して自校の後輩に良い影響を与え続ける人物に育てていくという観点で生徒指導を行えば、それぞれの立場でキーマンとなり得ます。そのことによって、教職員の目の行き届かない児童生徒の状況把握の大きな力になってくれます。

早期発見の体制づくり（前ページの図参照）

a 学級

学校生活の基本集団です。この中でいじめが起きていた場合、割合はケースにより違いますが「被害者」「加害者」「観衆」「傍観者」の立場がそれぞれ存在する（2章－3参照）ことになります。被害者以外の立場の児童生徒の誰かが、または何人かが、いじめを「してはならないこと」として行動することができる雰囲気作りをしていかなければなりません。日常の学校生活における全ての教育活動を利用し、この集団における真のリーダーを育成することが、結果的にいじめ防止・早期発見に繋がっていきます。

b 先輩・後輩（部活動及び地域）

大人からは見えにくい人間関係の変化やトラブルの情報をつかむ機能です。いじめを、児童生徒や卒業生の縦集団の中で解決してしまう場合もありますが、できる限り情報を伝達してくれるよう働きかけていきます。部活動は、自主的な活動だからと考えて児童生徒任せにせず、学校（教職員）が積極的に集団づくりにかわかり、学年やクラスを超えた人間関係を理想的に構築し、いじめ防止に対する意識の高揚を図っていくことで、いじめの早期発見に役立てることが出来ます。また、卒業後も情報収集に役立つよう機能させていくことが出来ます。

c 地域団体・塾等

地域団体（地区の集まりや様々な習い事）や塾は、教職員の指導によって変化をもたらせるものではありませんが、そこであったことが情報として学校に入ってくるか否かは、いじめの早期発見の成否に大きく影響します。「学校外のこと」であっても、いじめであると判断できれば、積極的に対応することが、事態の深刻化を防ぐことに繋がります。

《早期発見の一例》①〔地域の先輩からの情報活用〕

概要

中2女子4名のグループ。クラスが一緒に、部活動も全員美術部に所属していた。教育相談やいじめアンケートでは、どの生徒も人間関係のトラブル等を訴える言葉や記述はなく、仲よしグループで、お互いの人間関係も良好であると認識していた。

某日、地域の青少年相談員から生徒指導主事に“公民館の敷地でいじめと思わしき行為が繰り返し行われている”との連絡が入った。調査の結果、グループ内の1人の生徒が他の3名に日常的に暴行を受けていたことが分かった（いじめの内容：顔や手などの目に見える範囲以外を木で殴打したり、馬乗りになって歩かせたりするなど）。

被害生徒は報復を恐れ口を閉ざし、加害生徒も知らぬ存ぜぬを決め込んでいたが、事実を認めるに至る経緯の中で、目撃した地域の方と青少年相談員が来校してくれたことが一番の決め手となった。

ポイント

生徒指導主事は青少年相談員と日ごろから連絡をよく取り合っていた。青少年相談員は、学校行事にはよく顔を出し、学校の様子を見ていてくれた。生徒指導主事は、会議以外でも日常的に連絡を取り合う関係が続いていたことから、今回の情報が早く学校に伝わることに繋がった。また、この青少年相談員の持つネットワークが情報収集にも役立ち、早期発見の要因となった。

《早期発見の一例》②〔部活動の先輩（卒業生）の情報活用〕

概要

女子バスケットボール部のキャプテン(中学3年)への同級生部員からのいじめ。練習試合の昼食時に他の部員だけでまとまって食べたり、会話に入らせなかったり、練習時以外の顧問の目が届かない場面でのいじめが1ヶ月ほど前から続いていた。本人はキャプテンであるため、また、最後の大会が近いこともあり我慢を続けていた。

本人は、前年度のキャプテンにだけ悩みを打ち明けていた。顧問の先生には迷惑をかけたくないので内緒にと頼んだ上でのことであった。しかし、この先輩は大会直前であるが故に解決が必要と判断し、顧問に相談した。その後、顧問とこの先輩が協力し、本人からの相談ではなく、他の部員からの情報とした上で、部内で話し合いを持つに至った。

主となって仲間はずれにしていた部員は、入学時から主力だったが、キャプテンになれず、最後の大会でもレギュラー入りが難しいことから妬みも混じった気持ちの中で行動を起こしてしまったとのこと。前キャプテンや顧問に自分の存在価値が認められ、素直に謝ることができた。

ポイント

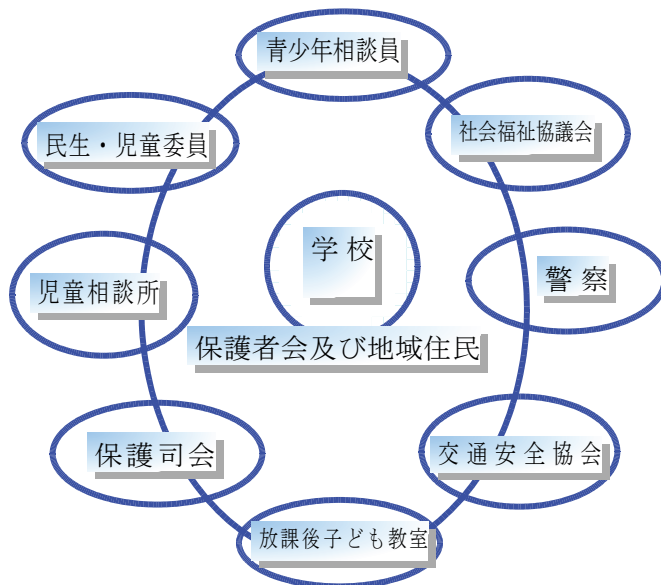
顧問が日々築いてきた部員との人間関係が解決のポイントである。引退や卒業を経てもなお、活動してきた部活集団や顧問との信頼関係を持つ生徒(集団)を育てることで、大人には見えない生徒同士の関係を、近い年代からのアプローチで早期発見に繋がった例である。



5 早期発見のための家庭，地域，関係機関との連携

(1) 学校（地域）の現状に即した連携

早期発見に活用できる学校周囲の環境



各学校が設置するいじめ防止等の対策のための組織においては、その学校を取り巻く環境（物的・人的）の実態をまず把握することが先決です。いじめの早期発見・未然防止においては、この環境の理解を基に、家庭，地域，関係機関との連携を図り、的確な対応を迅速に行うことが大切です。

左の図のように、児童生徒のいじめの早期発見に協力してくれる人々は、様々な立場で存在（名称は地域により違う）していますが、連携を図るとなると、学校の姿勢が大変重要です。まずは交流により、人と人との結びつきを作ることが先決です。学校と関係機関，関係機関同士の関わり合いが密になってくると、情報の共有化が図られ、より正確な情報となって学校に伝達される連携システムとなっていきます。

(2) 早期発見・早期対処のシステムづくり

ア 「いじめの防止等の対策のための組織」の活用

まずは、いじめの防止等の対策のための組織を有効活用し、早期発見のためのシステムを作ることが先決です。メンバーには心理・福祉の専門家も必要とされていますが、早期発見においては、身近な保護者組織（またはそれに類する組織）に働きかけ、いじめに対する保護者の意識付けを行い、主体的に関係機関と連携していくことができるネットワークづくりから始めることが、継続的な運営を図る上での第一歩になるでしょう。

また、地域の方々に児童生徒を見守っていただくためには、主体的に動くことができる役割を担ってもらうことが重要です。特に、中学生以上の子供に主体的に関わることは一般的に難しいので、定期的な会議や巡回の中で、役割を確認し、活動内容を明確にすることが大事です。

一度作られた組織が、メンバーが替わることにより機能しなくなってしまうことがよくあります。人と人との結びつきは、それぞれの関係機関内で申し送りされていくよう図らなければなりません。これについては、担当者の申し送り及び組織としての共通認識が十分になされていることが大切です。

イ 既存の組織を利用した関係機関との連携

多くの学校では、地域・関係機関と連携する仕組みができています。上の図のような各機関（全てでなくとも）が集まる機会があれば、校外での児童生徒の活動について、いじめの早期発見への協力を要請していきます。

地域や外部の人が、いじめの現場に遭遇しても実際にどうしてよいか分からない場合もあります。しかしながら、それぞれの立場が結びついていくことにより、連携の幅が広がり、様々な場面で情報伝達と初期対応の迅速さに繋がっていきます。

《早期発見の一例》③〔保護者・複数校生徒指導主事・警察との連携〕

概要

市内中学生が住む某マンションの一室が中高生および有職・無職少年少女のたまり場になっていた。夜中の騒音など、警察への苦情は頻繁にあったが、保護者は仕事で長期間家を空けることがほとんどで、注意や指導が行き届かない状況が続いていた。

某日このマンションに住む保護者から学校に「この部屋に住む生徒が先輩から暴行を受け、金銭を要求されているようだ」との情報があった。学校の調査に対し本人は、先輩からの報復を恐れ、事実は話したが学校の介入は拒否していた。保護者は全くの放任で学校からの指導や要求は通じなかった。また、加害者が既に中学校を卒業している人物のため、主体的な指導が行いづらい状況であった。

複数校の異年齢にまたがる事案のため、市内の生徒指導関係者が集まり協議を行い、警察との連携により、事実関係を明らかにして指導（有職・無職少年少女の中には検挙に至る者もいた）を行った。本人にその後の被害がないよう配慮もされた。警察から保護者への指導もあり、その結果、本人は祖父母宅に転居し学校も転校することになった。

ポイント

この市では、中学校生徒指導主事と所管警察署生活安全課の会議を定期的で開催しており、必要に応じて近隣高校生徒指導部長、少年センター所員、補導員、保護司なども加わり、市内の生徒と取り巻く環境の把握と対策協議を行っていた。この件においても、この機能が功を奏し、警察の迅速かつ的確な対応がなされた。また、通報した保護者は自治会の役員でもあり、日常的にこの部屋の様子について情報を入れてくれていた。

《早期発見の一例》④〔民生児童委員との協力〕

概要

父子家庭の小学校5年生男子（兄弟姉妹なし）。父は仕事で家を空けることが多く、食事については父が必要な現金を渡し、近所のスーパーで本人が買い物ができるようにしていた。

3年次から本人を受け持つ担任教師は、本人の様子が心配でよく家庭訪問をしていた。友達が頻繁に自宅に出入りしている等の不安な材料があり、近所に住む民生・児童委員の方に依頼し、教職員の目が届かない時間帯の生活を観察してもらっていた。

担任の依頼を受け、父親の了承の上、頻繁に家庭に訪れていた民生・児童委員から、同級生からの執拗な金銭要求の事実発見の連絡があった。学校は、関係する児童の保護者と本人の父親の話し合いの場を持つことを提案し、会場も提供した。友人関係の再構築と、家庭・学校での金銭に関する教育の連携の足がかりとなった。

ポイント

身体が小さく、気も弱く、いじめの対象になる可能性があった本人のことを、担任教師がよく気遣っていたことと、予感がしたときすぐに民生・児童委員に協力を依頼したことが早期発見のポイントとなった。また、日常から学校が地域の集まり等で、学校に協力していただける方々との対話を繰り返していたことも早期対応に繋がった。

